

視察・研修報告書

視察・研修先	こども家庭庁
日 時	令和6年7月5日(金)09時30分～11時30分
場 所	こども家庭庁会議室
テーマ	こども家庭庁と子ども・子育て支援施策の概要について
対応者	小川哲二（成育局成育環境課相談支援係）（前大野城市職員）
概 要	<p>自己紹介、こども家庭庁と子ども・子育て支援施策の概要説明の後、施設内見学、質疑応答が行われた。</p> <p>（こども家庭庁組織体制の概要）2023年4月1日発足</p> <p>①内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制</p> <p>②定員については、内部部局384名、施設等機関81名、合計465名</p> <p>③機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官（成育局担当）、審議官（支援局担当）、課長・参事官14、室長・企画官12で構成</p> <p>（主な組織構成）</p> <p>1 長官官房（企画立案・総合調整部門）</p> <p>①子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整</p> <p>②必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等</p> <p>③データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など</p> <p>2 成育局</p> <p>①妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定</p> <p>②就学前の全てのこどもの育ちの保障、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定</p> <p>③相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり</p> <p>④こどもの安全 など</p> <p>3 支援局</p> <p>①様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援</p> <p>②児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援</p> <p>③こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援</p> <p>④障害児支援</p> <p>⑤いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など</p> <p>（こども未来戦略の概要）</p> <p>1 基本理念</p> <p>○若者・子育て世代の所得を増やす</p> <p>○社会全体の構造や意識を変える</p> <p>○すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく</p>

2 子育て世帯の家計を応援します

- ①児童手当が拡充します
- ②出産等での経済的負担を軽減します
- ③大学等に係る教育費負担を軽減します
- ④スキルアップを応援します
- ⑤年収の壁を意識せずに働きやすく
- ⑥住まいの支援

3 すべてのこどもと子育てを応援します

- ①妊娠・出産、子育て不安の解消、産後ケア
- ②もっと安心してこどもを預けられる保育環境へ
- ③全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化
- ④放課後の居場所を充実
- ⑤こどもや若者の安全・安心な居場所づくり
- ⑥経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもたちが将来の夢を実現できるように
- ⑦こどものSOSを見逃さない
- ⑧障害児や医療的ケア児への支援を充実

4 共働き・共育てを応援します

- ①男性育休を当たり前
- ②素敵な働き方ができる環境へ
- ③時短で働いても家計に安心
- ④子の看護休暇がもっと使いやすく

(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要)

1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

①児童手当について

- ・支給期間を中学生から高校生年代までとする
- ・支給要件のうち所得制限を撤廃する
- ・第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする
- ・支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする

②妊娠期の負担軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効率的に組み合わせることで、総合的な支援を行う

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率法定上限の引下げを行う。

⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を、第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記

⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・子育ての推進

①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定を統合し、子育て支援特別会計を創設する。

3 子ども・子育て支援金制度の創設

(1) 国は、必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

(2) 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

(3) 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

(4) 令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

4 施行期日

令和6年10月1日

所 感

大野城市役所出身である小川哲二氏に説明を受けたが、こども家庭庁において元気に勤務している姿を拝見し、安心するとともにとても喜ばしく感じた。彼自身4人の子どもさんを育てる子育て世代であり、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指していることだろうと考える。

彼が担当している出産・子育て応援交付金は、妊娠届出時5万円相当、出産届出時5万円相当の経済的支援で、補助率は国1/2、県1/4、市1/4である。こども家庭庁においてしっかりと学び、大野城市に還元してくれることを期待、ご健闘をお祈りする。

言うまでもなく日本の総人口は減少しており、特に子ども・子育て世代に対する支援施策は、喫緊の課題であると考えている。今回の研修において、国の考えの概要を勉強することができたので、大野城市として何ができるのか、大野城市として何をしなければ

ばならないのかをしっかりと考え、取り組んでいかなければならないと感じた。安心安全のまちづくり、安心して子どもを産み育てられるまち大野城の実現を目指し、さらに努力を傾けていく決意ができた。

一文責 森 和也